

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

令和三年六月十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和三年三月八日奈良県指令高土第三二一二十七号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和三年六月一日高土第九九二号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

香芝市逢坂五丁目八二一番一、八二二番二、八二三番・八七五番合併二及び八七四

番の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市逢坂五丁目八二五番地

出川裕崇